

戸田市談合情報等対応要領

平成21年7月10日市長決裁

(趣旨)

第1条 この要領は、市が締結する契約に係る入札及び競争見積り(以下「入札等」という。)の適正を期するため、入札談合等の不正行為に関する情報(以下「談合情報」という。)又は入札談合等の不正行為を疑わせる事実(以下「談合疑義事実」という。)を得た場合の対応について定めるものとする。

(談合情報等の確認)

第2条 市が締結する契約に係る入札等についての談合情報に係る通報を受けた者は、通報者に対して次に掲げる事項その他必要事項を確認し、直ちに、談合情報調書(第1号様式)を作成し、総務部管財入札課長(以下「管財入札課長」という。)へ送付するものとする。

- (1) 通報者の氏名・連絡先
- (2) 入札等対象案件の名称
- (3) 入札等(予定)日時・場所(発注課所名)
- (4) 落札予定業者名・金額
- (5) 談合等が行われた日時・場所
- (6) 談合等に関与した業者名
- (7) 談合等の方法

2 管財入札課長が談合情報に係る通報を直接受けたとき又は新聞等の報道(報道機関を経由した通報を含む。以下「報道等」という。)により談合情報を把握したときは、管財入札課長は、前項と同様に談合情報調書を作成するものとする。

3 報道等により談合情報を把握したときは、管財入札課長は、当該報道機関に対して、取材・報道活動に支障のない範囲で通報者等の談合情報の出所を明らかにするよう要請するものとする。

4 通報者が明らかなときは、管財入札課長は、通報者に対して情報内容の裏付け等の詳細を確認するものとする。

5 管財入札課長は、談合疑義事実を得たときは、談合疑義事実調書(第2号様式)を作成するものとする。この場合において、その後の対応については談合情報と同様に取り扱うものとする。

(総務部長への報告)

第3条 管財入札課長は、談合情報又は談合疑義事実(以下「談合情報等」という。)を得たときは、速やかに、談合情報調書又は談合疑義事実調書に係る書類を添えて、総務部長に報告するものとする。

(信憑^{びよう}性の判断)

第4条 管財入札課長は、談合情報を得たときは、入札等に係る事務(以下

「入札事務」という。)を保留し、又は契約(競争見積りを含む。)を所管する所属長(以下「契約所管所属長」という。)に契約事務を保留させ、その信憑性^{びよう}について判断するものとする。

- 2 管財入札課長は、談合情報に信憑性^{びよう}がないと判断できる場合は、入札事務を続行し、又は契約所管所属長に契約事務を続行させるものとする。この場合において、その処理結果は、総務部長に速やかに報告するものとする。

(事情聴取)

第5条 管財入札課長は、談合情報に信憑性^{びよう}がないと判断できない場合又は談合疑義事実を得た場合は、入札事務を保留し、又は契約所管所属長に契約事務を保留させ、速やかに事情聴取を行うものとし、第3号様式により入札参加業者等にその旨を通知するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、管財入札課長は、開札前に談合情報を得た場合において、当該情報が具体的かつ詳細で信憑性^{びよう}があると判断できるときは、入札事務を続行し、落札者の決定を保留した上で直ちに事情聴取を行うことができる。

- 3 事情聴取する場合は、原則として全ての入札参加業者等から次に掲げる事項について事情を聴取し、その内容について事情聴取書(第4号様式)を作成するものとする。

- (1) 他者からの働きかけ等の談合等の事実の有無(ある場合はその内容)
- (2) 入札金額(見積額)の算定方法及び体制
- (3) 談合等の防止に対する取組
- (4) 入札参加業者又は指名業者の認知
- (5) その他

- 4 開札後の事情聴取に当たっては、原則として積算に使用した資料等の提出を求めるものとする。この場合において、聴取内容及び提出された積算関係資料に疑義が残る場合は、必要に応じて再調査を行うものとする。

(談合情報等への対応)

第6条 管財入札課長は、談合情報等の対応について、必要に応じて法務相談を行った上で、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 「不正行為が確認できない」と判断したときは、入札参加業者等の全てから当該入札等について不正行為を行っていない旨の誓約書(第5号様式)を提出させた後、入札事務を続行し、又は契約所管所属長に契約事務を続行させるものとする。
- (2) 「不正行為が疑われる」と判断したときは、入札等を取りやめ、又は無効とし落札決定を取り消すものとする。
- (3) 「不正行為の事実あり」と判断したときは、前号の措置に加え、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)に基づく告発について決定するものとする。

2 戸田市公共調達審査委員会において審議された契約については、前項の措置を講ずるに当たり、戸田市公共調達審査委員会に諮るものとする。

(契約締結後に談合情報があった場合の措置)

第7条 契約締結後に談合情報があった場合は、契約締結前に談合情報を得た場合と同様に対応するものとする。ただし、前条第1項第1号及び第2号の措置は、次のとおりとする。

(1) 「不正行為が確認できない」と判断したときは、誓約書の提出を求め、契約を継続させる。

(2) 「不正行為が疑われる」と判断したときは、契約の解除を検討する。

(市長への報告)

第8条 管財入札課長は、談合情報等に対する処理結果について、速やかに、談合情報等処理書(第6号様式)を作成し、関係書類を添えて、市長に報告するものとする。ただし、第4条第2項後段の規定により処理結果を総務部長に報告した場合は、この限りでない。

(談合情報等の公表)

第9条 市長は、告発を行った場合、原則として公表するものとする。

(公正取引委員会への資料送付)

第10条 総務部長は、入札談合等の不正行為があったことを疑うに足る事実があるときその他必要があると認めるときは、第8条本文に規定する資料を、第7号様式により公正取引委員会事務総局審査局情報管理室長へ送付するものとする。

(警察への情報提供)

第11条 総務部長は、入札談合等の不正行為があったことを疑うに足る事実があるときその他必要があると認めるときは、第8条本文に規定する資料を、第8号様式により蕨警察署長へ送付し、情報提供するものとする。

(その他)

第12条 この要領により難しい場合は、管財入札課と協議を行うものとする。

附 則

この要領は、平成21年7月10日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年10月19日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

第1号様式（第2条関係）

談合情報調書

所 属 名			
通 報 日 時	年 月 日 時 分	通報手段	
入 札 等 日 時		入札等場所	
名称(工事・業務)			
情報を受けた者	(所属)	(職名)	(氏名)

1 通報者（情報源）

通報者の氏名		電話等連絡先		
匿名の場合 その理由				
情報を寄せた 目 的				
他の機関への 連絡(有無・日時)	()警察署 有・無 月 日 時	公正取引委員会 有・無 月 日 時	県() 有・無 月 日 時	報道() 有・無 月 日 時

2 談合情報の内容

(1) 落札予定業者等 (落札予定業者名) (落札予定金額) (円)
(2) 談合情報の把握方法

第2号様式（第2条関係）

談合疑義事実調書

所 属 名					
事実を得た日時	年	月	日	時	分
入 札 等 日 時	年	月	日	時	分
名称(工事・業務)					
入札等の方法（該当する項目に○印を付すこと。）					
一般競争入札・指名競争入札(通常・公募型・意向反映型)・その他()					
事前公表している事項（該当する項目に○印を付すこと。）					
入札等年月日	名称(工事・業務)	場所(工事・業務)	入札等参加者名	設計金額	その他()

1 入札執行情報

入札等担当者名			電話等連絡先		
匿名の場合 その理由					
他の機関への 連絡(有無・日時)	()警察署 有・無 月 日 時	公正取引委員会 有・無 月 日 時	県() 有・無 月 日 時	報道() 有・無 月 日 時	

2 談合を疑うに足る情報の内容

談合があると疑うに足る事実を得た根拠等

第3号様式（第5条関係）

第 号
年 月 日

様

戸田市総務部管財入札課長



談合情報等に関する事情聴取について（通知）

標記の件について、 年 月 日に開札（見積徴取）の下記案件について、談合情報又は談合疑義事実が寄せられました。

つきましては、当該談合情報等に関する事情聴取を行いますので、出席されますよう通知します。

記

1 日 時

2 場 所

3 案件名

第4号様式（第5条関係）

事情聴取書

年 月 日作成

- 1 事情聴取日時
年 月 日 時 分
- 2 事情聴取場所
- 3 入札等対象案件の名称
- 4 事情聴取対象業者名
- 5 事情聴取対象者
(役職名) (氏名)
- 6 事情聴取者
(職名) (氏名)
- 7 事情聴取内容
 - (1) 他社からの働きかけ等の談合等の事実の有無（ある場合はその内容）
 - (2) 入札金額（見積額）の算定方法及び体制
 - (3) 談合等の防止に対する取組み
 - (4) 入札参加業者又は指名業者の認知
 - (5) その他

第5号様式（第6条関係）

誓約書

(宛先)

戸田市長

下記の入札又は競争見積りに関して、事前に談合等の不正行為をした事実がなかったことを誓約します。

また、当該入札又は競争見積りに関する談合等の不正行為の事実があったことが明らかとなった場合には、入札若しくは競争見積りを無効とされ、又は、契約を解除されても異議を申し立てません。

なお、この誓約書の写しが公正取引委員会及び埼玉県警察に送付されても、異議はありません。

記

1 対象案件の名称

2 執行日

年 月 日

年 月 日

所在地又は住所

商号又は名称

代表者氏名

代理人役職名

代理人氏名

第6号様式（第8条関係）

談合情報等処理書

年 月 日作成

1 入札等対象案件の名称

2 入札等予定日時

年 月 日 時 分

3 入札等執行日時

年 月 日 時 分

4 通報を受けた日時

(1) 日時

年 月 日 時 分

(2) 区分（該当する記号を○で囲むこと。）

ア 指名・公告前 イ 入札等執行日前 ウ 入札等執行開始前
エ 落札者決定前 オ 落札者決定後 カ 仮契約後
キ 契約後 ク 着工後

5 談合情報等の内容

別添の談合情報調書等のとおり

6 事情聴取

未実施 実施（内容は別添の事情聴取書のとおり）

7 不正行為（該当する記号を○で囲むこと。）

ア 確認できない イ 疑われる ウ 事実あり

8 処理経過・結果（該当する記号を○で囲むこと。）

ア 誓約書の提出 イ 入札等金額見積内訳書の提出 ウ 入札等の中断
エ 入札等の中止 オ 入札等の無効 カ 契約の解除

9 添付資料（該当する記号を○で囲むこと。）

ア 指名業者一覧 イ 参加資格者一覧 ウ 談合情報調書
エ 談合疑義事実調書 オ 事情聴取書 カ 誓約書
キ 入札等金額見積内訳書 ク 入札（見積）結果表
ケ 不正行為の裏付けとなる資料（ ）
コ その他の関係資料（ ）

10 特記事項

第7号様式（第10条関係）

第 号
年 月 日

公正取引委員会事務総局
審査局情報管理室長 様

戸田市総務部長 印

談合情報に関する資料の送付について（通知）

入札談合等の不正行為に関する情報について、下記の資料を送付します。

記

担当
電話
内線

第8号様式（第11条関係）

第 号
年 月 日

蕨警察署長 様

戸田市総務部長 印

談合情報に関する資料の提供について

入札談合等の不正行為に関する情報について、下記の資料を提供します。

記

担当
電話
内線